

平成30年度から 国民健康保険税の税率と納期が変わります

国民健康保険制度は、病気やけがをしたとき、安心して医療機関にかかることができるように、みんなで保険税を出し合い支え合っている医療保険制度です。

町では、平成16年度に保険税を改定して以来、国民健康保険特別会計の赤字部分を一般会計からの繰入金で補てんし、税率を14年間維持してきました。

しかし、国民健康保険加入者が減少しているにもかか

らず、高齢化による医療費の増加などから、今後も引き続き赤字が見込まれる中、現在の厳しい財政状況にある一般会計にこれ以上の補てんを求めることは難しくなったため、保険税を改定することといたしました。

加入者の皆さまの負担を増やす苦渋の決断となりましたが、国民健康保険財政を取り巻く厳しい状況に、ご理解とご協力をお願いいたします。

●平成30年4月からの新しい税率

国民健康保険税は、①医療給付費等の費用に充てるための「医療給付費分」と、②75歳以上の人の医療費を支援するために徴収される「後期高齢者支援金分」、③介護保険制度の一部を負担するために40歳以上65歳未満の人から徴収される「介護納付金分」から構成されています。

①医療給付費分(国保に加入するすべての人に課税されます)

区分	今まで	これから
所得割(前年の所得に対して)	4.5%	5.4%
資産割(その年の固定資産税に対して)	42%	38%
均等割(加入者1人につき)	5,500円	11,000円
平等割(1世帯につき)	13,100円	改正はありません

②後期高齢者支援金分(国保に加入するすべての人に課税されます)

区分	今まで	これから
所得割(前年の所得に対して)	1.4%	改正はありません
均等割(加入者1人につき)	5,500円	

③介護納付金分(40歳以上65歳未満の国保加入者に課税されます)

区分	今まで	これから
所得割(前年の所得に対して)	1.0%	改正はありません
均等割(加入者1人につき)	7,200円	



●所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯の前年の所得金額が、右表の基準以下の場合、「均等割」と「平等割」が軽減されます。(世帯主の所得は、国保に加入・未加入に関わらず軽減判定対象となります。)

世帯の前年の所得合計	今まで		これから	
	均等割	平等割	均等割	平等割
世帯の所得が33万円以下	6割軽減		7割軽減	
世帯の所得が33万円+(27.5万円×被保険者数)以下	4割軽減		5割軽減	
世帯の所得が33万円+(50万円×被保険者数)以下	軽減措置なし		2割軽減	

●納期が変わります

納期数を6期から8期に増やすことにより1回あたりの納付額を抑え、納税しやすい環境を整えます。

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月25日	1月末	2月末

●税額は、以下のように変わります 税額計算のモデルケース

①単身世帯の場合

本人 70歳 年金収入 779,300円
(年金所得 0円)
固定資産税 69,500円

	今まで	これから
軽減割合	6割軽減	7割軽減
年 税 額		
医療分	36,600円	33,600円
支援金分	2,200円	1,600円
合計	38,800円	35,200円

③3人世帯の場合

夫 32歳 給与収入 2,800,000円
(給与所得 1,780,000円)
妻 30歳 収入なし
子ども 1人

	今まで	これから
軽減割合	軽減措置なし	2割軽減
年 税 額		
医療分	94,800円	115,100円
支援金分	36,800円	33,500円
合計	131,600円	148,600円

納税通知書は7月中旬に送付します。

問合せ●小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4124・4125

②夫婦2人世帯の場合

夫 63歳 年金収入 1,300,000円
(年金所得 600,000円)
固定資産税 69,500円
妻 62歳 年金収入 639,000円
(年金所得 0円)

	今まで	これから
軽減割合	4割軽減	5割軽減
年 税 額		
医療分	55,800円	58,500円
支援金分	10,300円	9,200円
介護分	11,300円	9,900円
合計	77,400円	77,600円

④4人世帯の場合

夫 39歳 給与収入 3,600,000円
(給与所得 2,340,000円)
固定資産税 69,500円
妻 38歳 収入なし
子ども 2人

	今まで	これから
年 税 額		
医療分	154,700円	192,000円
支援金分	50,100円	50,100円
合計	204,800円	242,100円

平成30年度より国民健康保険制度が変わりました

国民健康保険(国保)は、今まで市町村それぞれが保険者となって運営していましたが、平成30年4月から県と市町村が共同保険者となって国保運営を担っていきます。

今後は県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等、国保運営の中心的な役割を担い制度の安定化を図ります。

■被保険者証の様式が変わります

県も国保の保険者となることに伴い、被保険者証(保険証)の様式が変わります。

新しい様式の保険証は、平成30年10月の更新時に町から送付します。(平成30年9月末までは現在お持ちの保険証が使えます。)

■高額療養費の多数回該当が県内で引き継がれ、加入者の負担が軽減されます

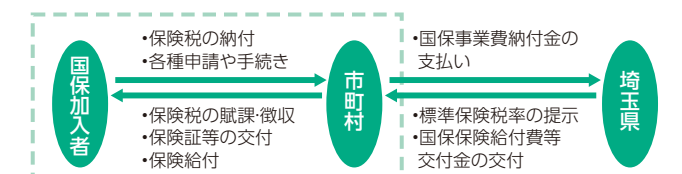
高額療養費の多数回該当は、過去12カ月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合に自己負担限度額が引き下げられる制度です。

これまでは他市町村へ転居した場合、改めて1回目からカウントされていました。平成30年度以降は、県内での転居で世帯の継続性が保たれていれば、前住所地の高額療養費の多数回該当のカウントが引き継がれます。

問合せ●保健福祉センター・福祉課 ☎75-4103

■国保の窓口は今までと変わりません

国保の財政運営の責任主体は県に移りますが、保険税の納付先や各種申請や手続きはこれまでどおり市町村で担います。



多数回該当の例(平成30年9月に県内のほかの市町村に転居した場合)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
H30年4月以降	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

注: 県内の他市町村へ転居した場合、9月の1回目を「ここから該当」としてカウントされます。